

アセットオーナー・プリンシプルの各原則に係る方針

公本財第 390 の 57 号
令和 6 年 9 月 4 日制定

公立学校共済組合（以下、「当組合」という。）は、アセットオーナー・プリンシプル（令和 6 年 8 月 28 日内閣官房策定）の各原則を受け入れることを表明します。

当組合として、引き続き公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任を果たすべく、年金積立金について組合員等の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うために、各原則に沿って必要な取り組みを実施していきます。

【原則 1】 アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 当組合は、法令等の規定に基づき、運用の方針及び目標並びに、具体的な資産構成割合（基本ポートフォリオ）等を定めた基本方針等を策定しており、これにより組合員等の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行っていきます。
- 基本方針については、経済、金融、資産運用等の専門家で構成する資産運用検討委員会でその内容を審議し、文部科学大臣の承認を経て策定しており、経済・金融環境等の変化や年金制度の改正等の動きも踏まえつつ、定期的に基本ポートフォリオの検証、見直しの検討等について実施していきます。

【原則 2】 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 当組合は、運用目標の達成に向けて、資産運用に影響を及ぼすような経済・金融環境等の変化や年金制度の改正等に適切に対応するため、専門性を有する外部人材の活用を含めた運用体制の整備に継続的に取り組んでいきます。
- また、適切な運用を行うに当たり、知見の補充・充実が必要な場合には、必要に応じて外部コンサルティング会社等の活用も検討していきます。

【原則３】 アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 当組合は、運用目標の達成に向けて、公募による運用委託先（運用受託機関）の選定を実施し、優良な運用方法を採用する機会を確保します。
- 運用受託機関の選定に当たっては、足元の経営状況や運用実績に加え、運用哲学やリスク管理の手法及び体制等について詳細なヒアリングを実施し、投資先の分散等を総合的に勘案のうえ、運用目的・運用目標の達成に資する観点から決定します。
- また、すでに採用している運用受託機関については、毎年度、中長期的な運用実績に基づく定量評価と運用方法の有効性等に関する定性評価を合わせた総合評価を行い、その結果に応じて運用受託機関の入替えや委託金額の見直しを実施していきます。定量評価に当たっては、運用受託機関が運用報酬控除後の運用収益をどれだけもたらすことができるかを重視します。
- 当組合は、分散投資をリスク管理の基本として年金積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関等における各種リスクについて、適切な管理の実施に努めていきます。

【原則４】 アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 当組合では、法令の規定に基づき、毎事業年度、当組合の年金積立金の管理及び運用に関する「運用報告書」を作成し、公表しているほか、毎四半期の運用状況についても公表しています。
- 引き続き、わかりやすい情報発信となるよう内容を充実し、組合員等のみならず、広く一般に当組合の運用状況等の理解が広まるよう努めます。

【原則５】 アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 当組合は、「組合員の利益のために長期的に年金積立金の財産価値を増大させるという受託者責任」と「公的年金を担う機関としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の持続的成長を促す手段として、株主議決権の行使、ESG（環境、社会、ガバナンス）課題を踏まえた上での企業との建設的な対話（エンゲージメント）の実施、ESG投資等、スチュワードシップ活動に積極的に取り組むことが重要と考えます。
- 当組合は、ESGファンドへの投資を行っていくほか、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっていることから、それらの機関を通じて議決権行使、エンゲージメントを実施すると同時に、運用受託機関の取組状況についてモニタリングを行い、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すよう取り組んでいきます。

○なお、当組合は「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》について平成 26 年 5 月に受入れを表明しているほか、令和 6 年 7 月に PRI（責任投資原則）の署名機関となりました。